

大情審答申第 480 号
令和 2 年 8 月 20 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成31年1月16日付け大健第1203号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関は、平成 30 年 9 月 18 日付け大健第 775 号による不存在による非公開決定を取り消し、第 2 次評価点の平均点が表示された「平成 29 年度人事考課状況一覧」と題する公文書を改めて特定した上で、公開、非公開等の決定をすべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 30 年 9 月 3 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、「別紙評価結果一覧中、健康局総務（人事）担当課あるいは同担当課長が有する、健康局における課別（第二次評価者別）の評価点の平均点に係る記載のある資料あるいはデータ。（人事室が保有していないことは確認済み。）」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

健康局における課別（2次評価者別）の評価点の平均点に係る記載のある資料あるいはデータについては、業務遂行上必要としないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 12 月 18 日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以

下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件決定を取り消し、公開請求により指定した文書を公開することを求める。

実施機関は当該公文書をそもそも作成していないと主張するが、平成 29 年度人事評価の実施にあたっては、第 2 次評価者が最終調整者に対して提出する人事評価シート上、被評価者群の職種及び級別での第 2 次評価点の平均点が表示されるよう様式を定め、その様式に基づき提出することになっている。

そのため、実施機関の主張には瑕疵があり、失当である。

また、実施機関は、当該人事評価を実施した翌年度に、市全体での評価点数と相対区分の人数の相関表を作成している。この相関表は、各所属、各級別の評価点数と相対区分の人数の計上を行わないと作成できないものであり、今回争いの客体となっているものはそのうちの「健康局の、行政職の、3 級職員に係るもの」について、市が健康局及び同局内の二次評価者からの評価結果を集約した内容を受理していないと作成できるものではない。したがって、一義的に不存在を主張するのは失当である。

第4 実施機関の主張

1 人事考課制度について

人事考課制度については、人事管理の公正な基礎資料の一つとするとともに、職員の能力開発・人材育成に資すること等を目的として全職員を対象として実施しているものである。

評価については、まず各職員が 1 年間を振り返って自己評価を行った後、被評価者の直接の上司が被評価者の勤務実績の把握を行ったうえ第 1 次評価を行い、さらに第 1 次評価者の直接の上司が第 1 次評価者から情報収集を行うよう努め、評価基準に照らして第 2 次評価を行う。その後、調整者である所属長が各被評価者の日頃の業務取組状況である勤務実績に対して第 2 次評価者が評価基準に基づいて評価を行っているかを考慮し、被評価者毎の絶対評価点を確定することとなっている。

2 本件請求に対して本件決定を行った理由

本件請求に係る請求書の別紙として「平成 29 年度人事考課制度評価結果一覧(事務職 3 級・所属別)」が添付されていることから、本件請求は、健康局における事務職 3 級に該当する職員の平成 29 年度の評価結果の課別(第 2 次評価者別)の平均点がわかる公文書を求めるものと解される。

実施機関においては、上記 1 のとおり、勤務実績に対して評価基準に基づいて評価を行っているかを考慮して絶対評価点を確定しており、評価結果の課別の平均点を考慮することは実施機関の人事考課の業務遂行上必要がない。また、職員基本条例や人事室が作成している「人事考課制度運用の手引き」においても、評価結果の課別の平均点の作成や取得は求められていないため、本件請求文書を作成または取得しておらず、実際に存在しないため、本件決定を行なったものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求において、「平成 29 年度人事評価の実施にあたっては、第 2 次評価者が最終調整者に対して提出する人事評価シート上、被評価者群の職種及び級別での第 2 次評価点の平均点が表示されるよう様式を定め、その様式に基づき提出することになっている」ことから、実施機関が本件請求文書を保有しているとし、実施機関の決定について瑕疵があり、失当であると主張している。

しかしながら、本件審査請求に記載の「被評価者群の職種及び級別での第 2 次評価点の平均点が表示される」人事評価シートの様式「平成 29 年度人事考課状況一覧」とは、第 2 次評価者が、自身が評価した内容について、寛大化や中心化等適正な評価の支障となる評価エラーに陥っていないか等の整理や再確認を自ら行うために作成するものであり、絶対評価が確定した後の評価結果の平均点を記載したものではない。

また、上記 2 のとおり、本件請求は健康局における事務職 3 級に該当する職員の評価結果の課別の資料を求めるものと解されるが、当該文書は事務職に限定したものでないことから、審査請求人が求める文書とは異なるものである。

4 その他

本件請求文書については存在しないが、課別もしくは第 2 次評価者別に集計を行うと、行政職 3 級相当の被評価者が 1 名または数名である場合が多くあり、職員配置表等、他の資料と照合することにより、個人が特定され、当該職員の勤務評定が明らかとなることから、課別もしくは第 2 次評価者別の平均点については、条例第 7 条第 1 号の規定により、非公開とすべきと考える。

また、人事考課制度の評価点については、条例第 7 条第 5 号に規定する事務事業遂行情報（人事管理に係る事務）に該当するため、非公開とすべきと考える。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件請求文書が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件請求文書は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求の争点は、本件請求文書の存否である。

3 本件請求文書の存否について

(1) 「平成 29 年度人事考課状況一覧」について

実施機関によれば、人事考課制度においては、被評価者の直接の上司が第1次評価を行い、さらにその直接の上司が第2次評価を行った後、調整者である所属長が各被評価者毎の絶対評価点を確定するとのことである。また、第2次評価者は、第2次評価を行った際に行政職3級相当の職員等の区分ごとに「平成29年度人事考課状況一覧」を作成し、当該「平成29年度人事考課状況一覧」には第2次評価を行った時点の行政職3級相当の職員の課別平均点が表示されているとのことである。

なお、「行政職3級相当」の職員とは、実施機関における人事評価制度上の区分であり、事務職、技術職、医療職、研究職など、技能労務職を除くほぼすべての本務職員の3級相当職員が含まれるとのことである。

以上を踏まえると、「平成29年度人事考課状況一覧」は、絶対評価が確定する前の行政職すべての3級相当職員の評価点の課別平均点が記載されているものと認められる。

(2) 本件請求文書の存否について

実施機関は、本件請求に係る公開請求書に添付の資料が絶対評価が確定した後の事務職3級職員に限定した一覧表であったことを根拠に、本件請求の趣旨は絶対評価が確定した後の事務職3級職員に限定した評価点の課別平均点が記載された公文書を求めるものであると解し、「平成29年度人事考課状況一覧」に記載された課別平均点は、絶対評価が確定した後の事務職3級に限定した評価点の課別平均点ではないことから、「平成29年度人事考課状況一覧」は本件請求文書とは異なるものであると主張する。

しかしながら、本件請求に係る公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載を踏まえると、本件請求の趣旨は、必ずしも絶対評価が確定した後の事務職3級に限定した評価点の課別平均点が記載された公文書だけを求めるものではないものとも解され、その場合には、「平成29年度人事考課状況一覧」を本件請求に係る公文書として特定すべきであったのではないかと解される。そこで、当審査会から審査請求人に、本件請求の趣旨について改めて書面により確認したところ、「人事評価確定前の二次評価者から受理した段階のもの」かつ「事務職3級に限らず行政職すべてを含む3級職員」の課別平均点の記載のある公文書を求めていたとのことであった。

以上を踏まえると、本件請求の趣旨は、絶対評価が確定する前の行政職すべての3級相当職員の評価点の課別平均点を求めるものであると解され、「平成29年度人事考課状況一覧」は本件請求に合致する。

実施機関によれば、本件決定を行うに際し、審査請求人と面談をして本件請求の趣旨を確認するよう努めたが、公開請求書に記載している内容以上の具体的な回答を得ることができなかったとのことであり、そのような状況下で本件請求の趣旨を上記のとおり解して行われた当時の処分としてはやむを得ない事情があるものの、結果として、課別平均点の記載のある「平成29年度人事考課状況一覧」と題する公文書を改めて本件請求文書として特定した上で、公開、非公開等の決定をすべきであったと認められる。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 岡田 さなゑ、委員 長谷川 佳彦

(参考) 答申に至る経過

平成30年度諮問受理第30号

年 月 日	経 過
平成31年1月16日	諮問書の受理
平成31年3月13日	実施機関からの意見書の收受
令和元年12月2日	調査審議
令和2年2月25日	審査請求人からの意見書の收受
令和2年3月2日	調査審議
令和2年4月6日	調査審議
令和2年5月7日	調査審議
令和2年6月11日	調査審議
令和2年8月20日	答申